

令和6年度

松江市介護保険施設整備事業者募集要項

地域密着型特定施設入居者生活介護

令和7年2月

松江市健康福祉部介護保険課

1. 募集の目的

この募集は、松江市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～令和8年度）に基づく地域密着型特定施設入居者生活介護の整備を目的としています。

2. 募集の概要

※この募集要項内において、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定対象となる有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を総称し「有料老人ホーム等」とします。

(1) 募集枠について

地域密着型特定施設入居者生活介護 29床（※）

(2) 募集対象施設について

- ① 松江市内に既存する有料老人ホーム等（※）を対象に、介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護への転換について募集します。

※ 令和6年12月1日時点で、有料老人ホームについては老人福祉法第29条第1項に基づく届出を行っている事業所、サービス付き高齢者向け住宅については高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けている事業所が対象となります。既存の有料老人ホーム等での転換を対象とし、29床を上限として、増床（増築）、改築も認めます。なお、既存の有料老人ホーム等の一部のみ転換を希望する場合、フロアごとの申請のみ可能とします。（同一フロアで地域密着型特定施設入居者生活介護と住宅型有料老人ホームが混在することは認めません。）

- ② 有料老人ホーム等以外の既存の建物を改修し、地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合も募集対象とします。
- ③ 上述①②のほか、新たに地域密着型特定施設入居者生活介護を建設する場合も募集対象とします。

(3) 応募申出に当たっての留意事項

- ① 地域密着型特定施設入居者生活介護として選定され、指定の対象となる建物が既存する有料老人ホーム等の場合、もしくは有料老人ホーム等以外の建物の場合、現在の入居者・家族に不利益が生じないように配慮し、「地域密着型特定施設入居者生活介護」の応募に係る説明時期をスケジュールに明記した計画としてください。（提出書類一覧 No.29「転換完了前の予定表」に記載する。）
- ② 新たな地域密着型特定施設入居者生活介護の建物が選定された場合は、令和9年3月31日までに事業が開始できる事業計画としてください。
- ③ 介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金（以下「施設開設準備補助金」と記す）に関し、補助金の交付（活用）の検討をされる場合には、次のスケジュールを参考にしてください。

時期	自治体の動き	事業者の手続き
令和7年8月頃	松江市から事業者に対する事業量調査	市への事業量調査提出
令和8年3月頃	施設開設準備補助金の申請予定事業者へ事前協議書の提出依頼	市へ事前協議書を提出

令和8年4月頃	施設開設準備補助金の事前協議に対する内示	内示後、市へ補助金交付申請
---------	----------------------	---------------

※補助金の事前協議の内示をもって事前着手は可能です。（ただし、内示は交付決定を保証するものではありません）

※補助金の内示を受けた事業者の交付申請及びその決定通知は、対象事業者に別途お伝えします。

※上記は、例年の施設整備補助金及び施設開設準備補助金のスケジュールをもとにしています。国、県の動向によって変わる場合があります。

※上記の補助金に関する質問があれば、後述の質問受付期間中にご相談ください。

- ④ 別添1の「地域密着型特定施設入居者生活介護事業選定基準」に適合した応募申出としてください。
- ⑤ 同一事業者による複数の応募（既存の有料老人ホーム等毎）は認めません。また、同一事業者が、「既存の有料老人ホーム等の地域密着型特定施設入居者生活介護への転換」又は「有料老人ホーム以外の既存の建物の改修による地域密着型特定施設入居者生活介護への転換」並びに「新たな地域密着型特定施設入居者生活介護の建設」のそれぞれに応募することも認めません。（一事業者、1 応募とする。）

3. スケジュール（予定）

令和7年2月3日～令和7年2月20日(木)	募集に関する質問受付
令和7年2月27日(木)～令和7年3月27日(木)	応募期間
応募受付後～令和7年4月上旬	書類審査・ヒアリング
令和7年4月中旬	プレゼンテーション審査
令和7年4月中旬～下旬	審査結果（候補事業者発表）※
令和7年4月下旬	候補事業者決定

※事業者の意向確認も含む

4. 質問の受付

- (1) 期 間：令和7年2月の公募周知直後から令和7年2月20日（木）（土日を除く。）

※ 上記期間外の質問には応じることはできません（審査の公平性に支障のない質問を除く。）。

- (2) 方 法：別添2「質問票」を使用し、持参またはメールでの提出（口頭は不可）

※ 質問票の不達等が想定される場合は、後述の「12. 担当部署」に受理確認をお願いします。

- (3) 質問及び回答の公開：

質問内容及び回答内容は、介護保険課のホームページで公開します。ただし、公開することで質問者の匿名性が担保できない場合や、質問者の機密等に関わる内容が含まれる場合及び募集の公平性に特に影響を与えない質問者固有な性質の質問と認められる場合等は非公開とします。

5. 応募申出

(1) 期 間：令和7年2月27日（木）から令和7年3月27日（木）17：15 まで

※期間以外での提出は、いかなる事情があっても受理いたしません。

(2) 応募件数

一つの事業者が応募できる案件は1件とします。（上述「2.（3）⑤」参照）

(3) 応募書類：別添3「応募書類一覧表」のとおり

様式は松江市介護保険課ホームページからダウンロードしてください。

(4) 提出部数：紙媒体10部（※）及びデータ提出

※正本1部、副本2部、審査員用7部

副本及び審査員用については、証明書等も含め全てコピーを可とします。

(5) 提出方法

窓口提出を原則とします。

① 提出される日時を事前に連絡してください。

② やむを得ず郵送で提出される場合、介護保険課事業所管理係と協議をしてください。ただし、その場合も上記期間中の必着とします。

(6) 留意事項

① 応募書類の提出の意思を、令和7年3月25日（火）までに、あらかじめ松江市役所介護保険課事業所管理係にご連絡ください。

② 応募書類の提出にあたっては、事前に提出日時を電話予約の上、応募書類を松江市役所介護保険課事業所管理係に持参してください。

③ 審査をする上で、応募書類の追加提示等を求めることがあります。

④ 応募書類は次のように整えてください。

ア) 図面等を除きA4（又はA3）で作成し、別添3「応募書類一覧表」の書類No.順に並べること。

イ) 項目ごとにインデックス付の仕切りを挿入すること。インデックスには「書類 No.」と「書類の名称」を記載すること。

ウ) ファイルはレターファイル1冊分にまとめること。エイナーファイルやチューブファイル等を使用することも認めるが、可能な限り、レターファイル一冊分程度に収まる量とすること。

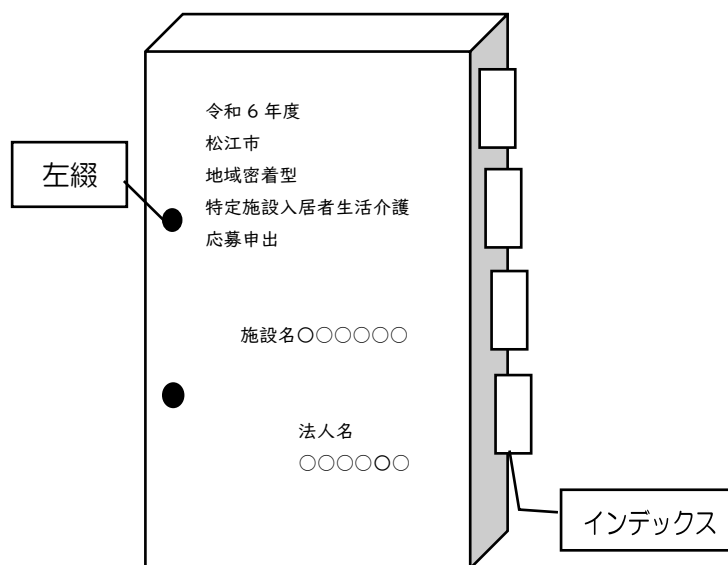
また、各用紙にクリアファイルを使用しないこと。

エ) 表紙と背表紙に「令和6年度特定施設入居者生活介護応募申出」、施設名（仮称可）及び法人名を記載すること。

※提出書類のイメージは次ページの《参考》をご覧ください。

《参考》

前述のア)～エ)のファイルイメージ



6. 応募要件等

応募者の要件	① 応募できる事業者は、既存の法人であること。 ② ①の法人は、過去３年分の法人決算書等を提出できる法人であること。 ③ 長期間、安定した事業運営が見込める法人であること。 ④ 法人が、また法人及びその役員等が松江市暴力団排除条例（平成２５年条例第１４号）第１条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しないこと。 ⑤ 法人が納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について滞納していないこと。 ⑥ 法人の代表者が納付すべき国税、都道府県税及び市町村税について滞納していないこと。 ⑦ 法人が運営する事業所（法に定める事業所に限らない。）に勤務する従業員のうち松江市に居住する従業員の個人住民税の特別徴収を実施し、さらに特別徴収税額について滞納していないこと。また、応募日において個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合は、「松江市個人市民税・県民税特別徴収実施確認（誓約）書」を提出すること。 ⑧ 応募期間満了日において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号及び第２項各号の規定に該当していない法人であること。 ⑨ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。
有料老人ホーム等又は有料老人ホーム等以外の既存の建物からの転換の要件	① 既存の建物が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。 ② 既存の建物が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条で定められた「土砂災害警戒区域」及び第９条で定められた「土砂災害特別警戒区域」に指定されていないこと。（松江市のハザードマップで確認すること） ③ 既存の建物が、松江市のハザードマップに示される、「浸水した場合に想定される水位が３０cm以上の区域」に該当しないこと。 ④ 一つのフロアで地域密着型特定施設入居者生活介護と住宅型有料老人ホーム等が混在しないこと。
新設の要件	① 新たに建設する建物が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。 ② 新たに建設する建物が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条で定められた「土砂災害警戒区域」及び第９条で定められた「土砂災害特別警戒区域」に指定されていないこと。（松江市のハザードマップで確認すること） ③ 新たに建設する建物が、松江市のハザードマップに示される、「浸水した場合に想定される水位が３０cm以上の区域」に該当しないこと。 ④ 農業振興地域、林地でないこと。 ⑤ ①～④だけでなく、関係法令に照らし合せ、確実に建物の建設が可能である地域

	であること。
対象区域	松江市全域 ただし、上述の「有料老人ホーム等又は有料老人ホーム等以外の既存の建物からの転換の要件」又は「新設の要件」を満たしていること。
事業の形態区分	事業者において、既存で特定施設入居者生活介護の事業を実施している場合、応募する地域密着型特定施設入居者生活介護がサテライト型となる場合も認める。 ただし、応募書類〔別紙4〕において、本体施設である既存の特定施設入居者生活介護との人員配置を明確にすること。その際、〔別紙4〕の補足が必要な場合は、任意の用紙「人員配置に係る補足資料」とタイトルをつけ、その補足内容を記載し、〔別紙4〕の次に添付すること。
設備・建物に関する要件	① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守すること。 ② 昭和56年6月1日適用の建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満たしている建物であること。
低所得者に対する配慮	応募者が社会福祉法人である場合は、低所得者で特に生計が困難である利用者及び生活保護受給者の負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る事を目的とする「松江市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」（松江市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱（平成17年10月1日制定）に規定する事業をいう。）を実施すること。
その他	松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の関係法令を遵守し、それらを十分に精査・理解された上で応募すること。

7. 候補事業者決定までの流れ

(1) 書類審査・ヒアリング

応募された書類は、介護保険課事業所管理係で、別に定める「地域密着型特定施設入居者生活介護書類審査基準表（※）」に従い行います。

この審査の過程で疑義が生じる場合はヒアリングを行います。また、状況によっては現地調査も行います。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査については、別に定める「地域密着型特定施設入居者生活介護プレゼンテーション審査基準（※）」に従い、松江市地域密着型サービス運営委員会による審査（質疑応答を含む。）を行います。質疑応答の際、質問等に答えられない時は採点の対象とならない場合がありますので、プレゼンテーション対象担当者の選定にはご注意ください。

採用する事業者は「候補事業者」としますが、候補事業者は審査結果の順位に応じて決定します。

なお、上述の（※）の審査基準を公表することはいたしません。

(3) 候補事業者の決定及び結果の公表

候補事業者を決定後、応募者全員に結果を通知するとともに、松江市のホームページで全ての

審査結果を公表します。ただし、事業者名については、決定した候補事業者のみの公表となります。

(4) 注意事項

- ・応募をした（する）事業者が、松江市地域密着型サービス運営委員会の委員に対し、直接・間接を問わず連絡を行うなどの接触行為は、候補事業者の決定までは認められません。また、担当部署の職員に対しても同様です。（ただし、別添 2 の質問票に関するものを除く。）
- ・市民の疑念や不信を招くような行為は、厳に慎んでください。
- ・これらの行為により審査に支障をきたすと判断した場合は、審査を行わず若しくは中断し、応募案件を却下することがあります。応募要件を却下した際は、プレゼンテーション審査を受けることはできません。
- ・審査結果に関わらず、本市は応募申出に要した費用を一切負担しません。
- ・決定した候補事業者の提案内容は、候補事業者決定後に、ホームページ等にて公表します。
- ・松江市地域密着型サービス運営委員会に、応募事業者の関係者など、利害関係を有する委員がいる場合は、当該委員はその審査に参加できないこととします。
- ・審査結果について、公表した内容以上の詳細な情報についてのお問い合わせにはお答えしかねます。

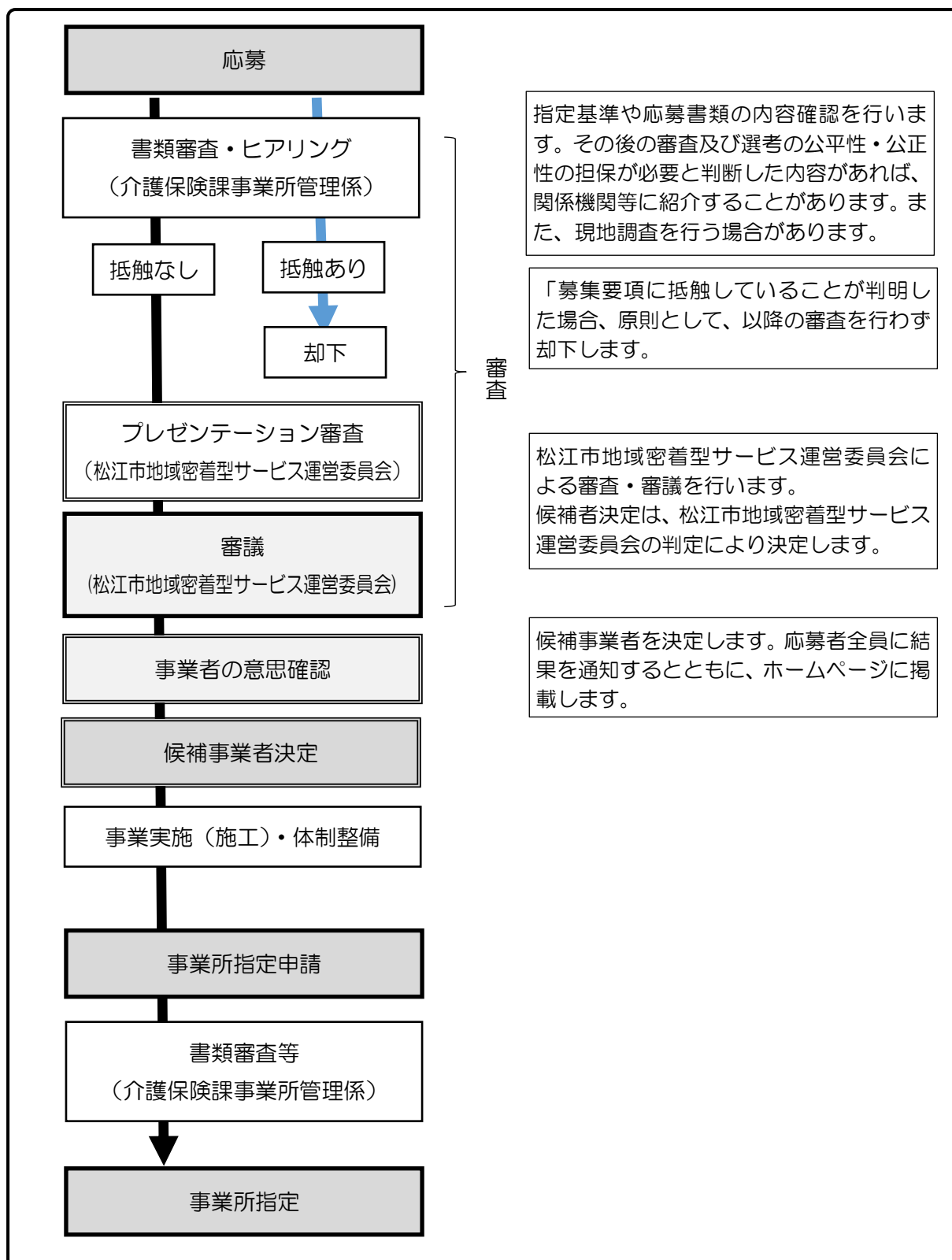
8. 候補事業者決定後の必要な手続き及び留意事項

- (1) 候補事業者決定後は、提案した時期までに事業を開始できるよう準備に取り掛かってください。
- (2) 応募時に提案された内容等の担保を前提としたうえで、当該内容の変更を希望する場合は、必ず事前に本市に協議し、その承諾を受けてから変更してください。
- (3) 指定については別途申請が必要となりますので、事業開始2か月前までに指定申請書類を提出してください（当該候補事業者に係る指定日は原則、月の初日とします。）。また、応募内容及び協議結果を指定日から6年間遵守してください（指定後に、応募内容を遵守できていないことが判明した場合は、その内容をホームページ等にて公表します。）。
- (4) 候補者決定後の権利譲渡は認めません。

9. 候補事業者の決定の取り消し

- (1) 以下に該当する場合は取消しとなる場合があります。
 - ・虚偽その他不正な手段により候補事業者決定を受けた場合
 - ・当該募集要項に抵触又は違反していることが判明した場合
 - ・建築基準法、消防法及び介護保険法等の関係法令並びにその他の関係条例等を遵守することなく手続を行う場合
- (2) 上記の理由により取り消した場合、本市は応募に要した費用を弁済しません。

10. 指定までの流れ



11. 施設整備等補助金の取り扱い

- (1) 施設整備費等補助金の活用を検討される場合は、「2. (3) ③」のとおり、質問期間中にご相談ください。厚生労働省の動向など、質問期間中の最新情報をお知らせいたします。
- (2) 候補事業者決定後に厚生労働省から施設整備費等補助金の発表がある場合、その情報を、候補事業者にお知らせいたします。
- (3) 候補事業者が施設整備費等補助金の交付を受けたにも関わらず、指定基準を満たしていないことが発覚した場合や適切な補助金活用をしていないことが発覚した場合等、不適切な事案が発覚した際は、事業所指定を取り消すとともに補助金の返還義務が発生することがあります。

12.. 担当部署

本募集に関する問い合わせ及び質問並びに書類提出は下記の通りです。

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地
松江市介護保険課事業所管理係
TEL : 0852-55-5689 FAX : 0852-55-6186
Email : jigyouso@city.matsue.lg.jp